

保証 宅建 R02(10)-07-2 《#970》

【問】 正誤をつけよ。

主たる債務の目的が保証契約の締結後に加重されたときは、保証人の負担も加重され、主たる債務者が時効の利益を放棄すれば、その効力は連帯保証人に及ぶ。

【答え】 誤り

《ポイント》 保証人の負担と主たる債務の目的又は態様

1 **保証人の負担**が債務の目的又は態様において**主たる債務より重い**ときは、これを**主たる債務の限度に減縮**する。

2 **主たる債務**の目的又は態様が保証契約の締結後に**加重**されたときであっても、**保証人の負担は加重**されない。

⇒ **主たる債務者**が主たる債務について時効の利益を**放棄**しても、その効果は**保証人には及ばない**

《ポイント》 保証債務の付従性

主たる債務者に生じた事由の効力は、原則として保証人にも効力が及ぶ。

e.g. 主たる債務の消滅時効の完成猶予及び更新

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>